

令和 9 年度 放課後児童対策、こども・子育て支援 関連予算概算要求の概要

令和 8 年 9 月
成育局成育環境課

令和9年度概算要求額	3,190億円の内数 (2,694億円の内数)
※<子ども・子育て支援交付金> 令和9年度概算要求額	2,389億円の内数 (2,163億円の内数)
※<子ども・子育て支援施設整備交付金> 令和9年度概算要求額	88億円の内数 (67億円の内数)
<こども政策推進事業費補助金> 令和9年度概算要求額	0.9億円 (0.7億円)
<子ども・子育て支援事業費補助金> 令和9年度概算要求額	12億円
<保育対策総合支援事業費補助金> 令和9年度概算要求額	700億円の内数 (463億円の内数)

※費用の一部について、事業主拠出金を充当

事業の目的

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。
- 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

1. 運営費等（子ども・子育て支援交付金により実施）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

○運営費（基本分）の負担の考え方

保護者 1/2	国1/6 ※	1/3	※国(1/6)は事業主拠出金財源
	都道府県1/6	1/3	
	市町村1/6	1/3	

【「こども未来戦略」における加速化プラン（令和6年度から継続実施）】

常勤職員配置の改善：運営費において「常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合」の補助

（2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（3）放課後児童クラブ支援事業

①障害児受入推進事業

障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助

②運営支援事業

待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助

③送迎支援事業

放課後児童クラブへの移動や帰宅の際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（4）放課後児童支援員の処遇改善

①放課後児童支援員等処遇改善等事業

18時30分を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助

②放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

③放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）

収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置に係る補助

（5）障害児受入強化推進事業

（3）の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（6）小規模放課後児童クラブ支援事業

一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の小規模な放課後児童クラブに複数の放課後児童支援員等の配置をするために必要な経費に対する補助

（7）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する専門的知識等を有する職員の配置に必要な経費に対する補助

（8）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等の経費に対する補助

（9）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業

第三者評価機関による評価を受審するために必要な経費に対する補助

（10）放課後児童クラブ利用調整支援事業

放課後児童クラブを利用できなかった児童等について、当該児童のニーズにあった放課後に利用可能な施設等の利用のあっせん等を行う職員の配置に必要な経費に対する補助

2. 施設整備等（子ども・子育て支援施設整備交付金等により実施）

(1) 放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助（子ども・子育て支援施設整備交付金）

○公立の場合

【通常】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【待機児童解消目的の嵩上げ後】国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

（※緊急性の高い自治体 国5／6、都道府県1／12、市町村1／12）

○民立の場合

【通常】国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3

【待機児童解消目的の嵩上げ後】国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、

社会福祉法人等1／4

（※緊急性の高い自治体）国5／8、都道府県1／16、市町村1／16、

社会福祉法人等1／4

注：嵩上げは待機児童解消目的であり、財政力指数1未満の市町村又は原則の補助率で算

出した国庫補助額が1億円を超えない自治体が対象

待機児童解消目的の
補助率嵩上げ
及び
特に緊急性の高い自
治体に対して行う嵩
上げについては、
現行の要件を見直し
た上で、実施する。

(2) 放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援【新規】（こども政策推進事業費補助金）

4. 待機児童の解消等に向けての居場所づくり構築（子ども・子育て支援事業費補助金により実施）

(1) 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【新規】

放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

(2) 小学年高学年を対象にした放課後児童対策モデル事業【新規】

小学校低学年の優先的な利用を進めているところ、高学年の待機児童が減少しづらい状態にある。そのため、高学年児童の発達段階や利用ニーズ等に応じた居場所を確保する必要がある。高学年のこどもが主体的に参加できる居場所の構築を図るモデル事業を実施する。

5. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

こどもの居場所の確保

(1) 放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない児童を対象に、児童館や小学校等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心なこどもの居場所を提供する。

(2) 小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

育成支援の内容の質の向上 ※両事業は、保育士関連の事業と連動して実施

(1) 放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置

利用児童の安全確保や、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

(2) 放課後児童クラブの人材確保支援

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センターにおいて、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センター等と連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

令和9年度概算要求額 88億円（67億円）
（うち事業主拠出金充当分は67億円）

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（1）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する

（2）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

※ 令和9年度に実施する地域子ども・子育て支援事業に係る「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費については、予算編成過程で検討することとなり、子ども・子育て支援施設整備交付金については、地域子ども・子育て支援事業の「量的拡充」に関連しているため、事業主拠出金充当部分については、前年度予算額と同額を要求し、予算編成過程で検討する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】

市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者 等

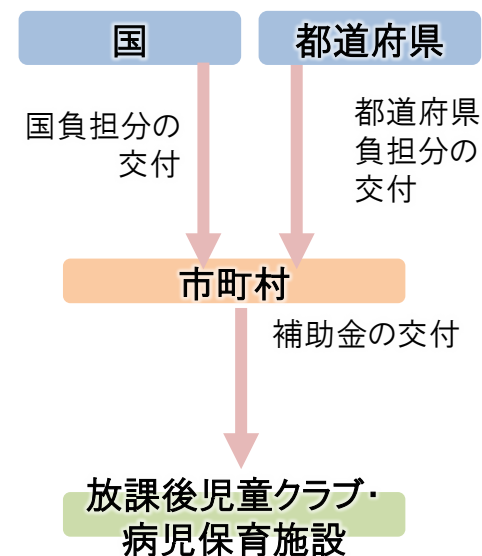
【補助率】

【拡充・見直し】 待機児童解消目的の補助率嵩上げ及び特に緊急性の高い自治体に対して行う嵩上げについては、現行の要件を見直した上で、実施する。※

		国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費					
市町村が整備を行う場合	通常	1/3	1/3	1/3	—
	【待機児童解消目的の嵩上げ後】 （※緊急性の高い自治体）	【2/3】 (5/6)	【1/6】 (1/12)	【1/6】 (1/12)	—
市町村が社会福祉法人等が行う 施設整備に対して補助を行う場合	通常	2/9	2/9	2/9	1/3
	【待機児童解消目的の嵩上げ後】 （※緊急性の高い自治体）	【1/2】 (5/8)	【1/8】 (1/16)	【1/8】 (1/16)	【1/4】 (1/4)
病児保育施設整備費					
市町村が整備を行う場合					
		1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う 施設整備に対して補助を行う場合					
		3/10	3/10	3/10	1/10

※ 嵩上げは財政力指数1未満の市町村又は原則の補助率で算出した国庫補助額が1億円を超えない自治体が対象

【交付の流れ】



＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和 9 年度概算要求額 0.6 億円

事業の目的

- すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、放課後児童クラブ等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的とする。

事業の概要

【事業内容】

性被害防止対策を図るため、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業

【対象施設】

放課後児童健全育成事業所、利用者支援事業所、子育て短期支援事業所、地域子育て支援拠点事業所、子育て援助活動支援事業所（ファミリー・サポート・センター）、児童厚生施設、児童育成支援拠点事業所、親子関係形成支援事業所

実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助率】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 4、事業者 1 / 4

【補助基準額】 1 施設当たり100千円

※放課後児童健全育成事業所については、1 支援の単位当たりとする。

＜こども政策推進事業費補助金＞令和9年概算要求額 0.4億円（0.7億円）

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が解消に至っていないことから、本事業では、待機児童が生じている都道府県・市町村が実施、提案する、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するための先駆的な取組や民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業の実施等に係る経費を補助することにより、放課後児童クラブの量的拡充を図り、もって待機児童の解消を図る。

事業の概要

- 放課後児童クラブの待機児童が生じている都道府県（待機児童数300人以上）・市町村（待機児童数100人以上）が、待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組や新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進する事業等について、国において採択を行い、当該事業の実施等に係る経費を補助する。
ただし、既存事業（保育士・保育所支援センター設置運営事業、保育士や保育事業者等への巡回支援事業、職員の資質向上・人材確保等研修事業、子育て支援員研修事業）で対応できる事業内容については、対象外とする。

＜具体的な取組例＞

- ・ 都道府県内の大学や短大等の高等教育機関等と連携したインターンシップ派遣や放課後児童クラブの職場見学会の開催
- ・ シルバー人材センター等と連携した新たな担い手確保のための研修の開催
- ・ こどもの居場所を運営する団体や、スポーツクラブや塾等の民間企業等に対して、放課後児童クラブに参入することを促進する広報や研修等の実施
- ・ 放課後児童クラブの職場の魅力発信を向上させる広報・周知活動

実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村（都道府県：待機児童数300人以上、市町村：待機児童数100人以上）

【補助率】定額（国：10／10）

【補助基準額案（年額）】都道府県：10,000千円、市町村：3,000千円

＜子ども・子育て支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 10億円

事業の目的

- 放課後児童クラブの待機児童が発生している中、小学生の放課後の預かり機能の多様化を図る必要がある。企業等民間の創意工夫を活かした、預かり機能を有し、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証的な取組を行う。

事業の概要

以下の（１）～（３）を一連の事業として実施する。

（１）調査研究の実施

保護者の就労環境や、放課後児童クラブ等のこどもの居場所の充足状況等を勘案した上で、企業等民間の活力を導入した小学生の預かり機能を有した場の確保等を必要に応じて行うため、事業者や有識者、自治体担当部署等の関係者の知見を取り入れつつ、（２）の小学生の預かり機能構築に伴走し、事業の効果検証を行い、今後の預かり機能構築に向けた調査研究を行う。

（２）小学生の預かり機能構築の実施

＞ 実施場所

少子化等の影響による保育施設のスペースに余裕が出ていることや、専門的人材の確保の観点から、企業主導型保育施設、認可外保育施設、小規模保育施設等の余裕スペースを優先する。この他、令和8年度にモデル開発できなかった場所での実施も検討する。

＞ 対象児童

共働き世帯等の小学生（特に、小学校低学年を想定）

- 「預かり機能」を果たしうる「場」や「人材」の確保等の支援（賃借料補助、人件費補助等）
- 運営上の阻害要因の分析を行い、解決策（例：人材確保・人材育成支援、運営基盤構築に向けたコンサルティング等）の検討、実行
- 利用するこどもの意見を聴取する手法の開発、実施
- こどもの発達への影響や、支援困難ケースを考慮した運営内容の検討、実施
※多様なニーズを有する小学生を預かる場合にはその職員体制に留意すること
- 小学生の生活実態に即し、小学校等、地域、職域、家庭との連携・協働体制の検討、実施
- 経営的に持続可能となるような方策を検討しつつ、放課後児童クラブ等の既存事業に移行することも視野にいて、利用する小学生が安定的に放課後に過ごすことができる場の創設を目指す。

（３）成果物の提出

モデル事業実施後は、成果を報告書としてとりまとめ、広く周知するとともに、こども家庭庁に報告する。

※こども家庭庁は、実施団体から随時報告を受けた上で、提出のあった成果物から好事例を精査し、更に横展開を図る。

実施主体等

【実施主体】民間団体、地方自治体

【補助基準額案】1事業あたり20,000千円＜（２）の事業数に応じて10,000千円加算＞

【補助率】国10/10

＜子ども・子育て支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 2億円

事業の趣旨・目的

- 放課後児童クラブの待機児童は、高学年（4～6年生）児童が占める割合が高い（56.7%）。しかしながら、高学年児童の多くは、発達過程の中で、自分自身で放課後の過ごし方を選択できるようになることや、塾や習い事などの放課後児童クラブ以外の放課後の受け皿も一定あることから、低学年の待機児童とはニーズに違いがある。
- また、現在の放課後児童クラブの登録児童が低学年に偏っていることから、高学年には居場所としての魅力が乏しいことも考えられる。これらのことを踏まえると、高学年児童であっても安全・安心で自由に利用できる居場所や、高学年児童が主体的に参加できる機会のある居場所を確保することは重要である。
- そのため、高学年児童の居場所づくりを市町村域あるいは学校区単位で実践し、モデル化し、既存の放課後児童健全育成事業とは異なる居場所の多様化を進め、放課後児童クラブの待機児童解消につなげる。

事業の概要

- （1）放課後の居場所づくり（学校が行われている平日を想定）
 - ・ 放課後児童クラブの待機児童を中心とした小学校高学年（4～6年生）を対象とし、学校施設（小学校や中学校）の利活用を念頭にいれ、地域の実情に応じて、既存施設を活用した放課後の居場所を実施する。
 - ・ 安全確保スタッフ（2名以上）の配置を行うと同時に、こどもの所在がわかるよう利用時・帰宅時の管理ができるシステムの導入を推奨する。
- （2）こどもが主体的に参加できる機会（プログラム等）の提供

地域の民間企業・民間団体、大学・高校等（教職員や学生）等の他、放課後子供教室や自治体独自の学習等を提供する事業と連携し、小学校高学年のこどもが主体的に参加できるプログラム（運動、表現、学習等）等を実施する。
- （3）効果検証

市町村子ども・子育て会議や放課後児童対策に関する委員会等の関係者による既存の協議会（新規の設置も可能）を活用して、こどもや保護者の意見を聴取した上で、モデル事業の効果を検証し、報告書を取りまとめる。

実施主体等

【実施主体】市町村（ただし、令和9年度当初において高学年の待機児童が20人以上生じる見込みの市町村を優先する）

【補助基準額案】3,500千円

【補助率】国 1/2 市町村1/2

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和9年度概算要求額 700億円の内数 (463億円の内数)

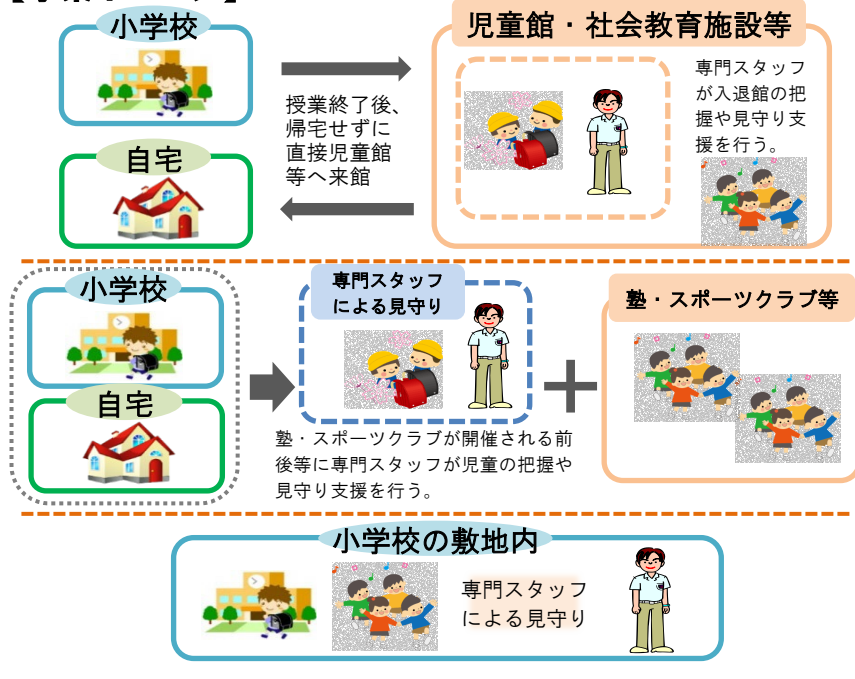
事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、小学校等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

事業の概要

- 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部に就学している児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 実施場所**：児童館、公民館、小学校、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 対象事業の要件**
 - 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
 - 塾・スポーツクラブなどの習い事をしてこどもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
 - 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

【事業イメージ】



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

【補助率】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【補助基準額案】①運営費：1,211千円（年額） ②環境整備のための設備費等：500千円（年額）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 700億円の内数 (463億円の内数)

事業の目的

- 地域の実情に応じた放課後のこどもの居場所を確保するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を行う事業を実施する。

事業の概要

- 保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議が決定する事業と一体的に小規模な放課後児童預かり事業（預かり児童10人程度）を実施する場合に、職員1名分の人件費及び事務諸費等を支援する。
- 保育所などの事業と小規模な放課後児童預かり事業については、連携・協力関係のもとに安全を確保できる体制を構築し、児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを定期的実施。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）※市町村が認めた者に委託等可

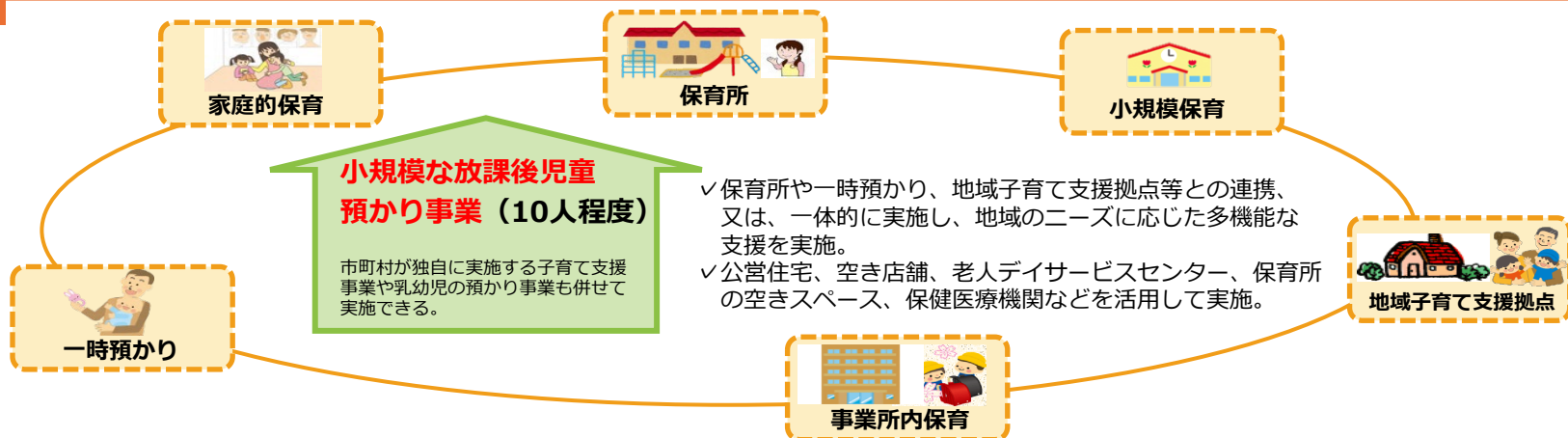
【補助率】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

【補助基準額案】

①運営費：1,211千円（市町村が独自に実施する子育て支援事業及び乳幼児の預かり事業を実施した場合 2,611千円）

②放課後児童支援員を配置した場合の加算：972千円 ③環境整備のための設備費等：2,000千円

事業イメージ



放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置 （「保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 700億円の内数 （463億円の内数）

事業の目的

- 放課後児童クラブにおいて、こどもの安全の確保を図り、また、こどもの主体的な活動を尊重し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

事業の概要

- 放課後児童クラブにおいて、こどもが安全・安心に過ごすことができ、こどもの主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するため、地域の実情に応じ、以下のような業務を担うアドバイザーを市町村等に配置し、放課後児童クラブに対する支援体制の強化を行い、放課後児童クラブにおける運営の質の向上を図る。
 - ✓ 放課後児童クラブにおける事故・けが防止や防犯・防災対策等こどもの安全管理体制等に関する職員への助言。
 - ✓ 放課後児童クラブをベテランの放課後児童支援員が巡回し、職員に対し、こどもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイスや指導等の実施。また、障害のあるこどもや特に配慮を必要とするこどもの支援にあたり、必要に応じて関係機関と連携して支援を行うための助言。
 - ✓ 利用児童の預かりだけではなく、地域との相互交流など地域に開かれた放課後児童クラブの運営を行うための助言・サポート。

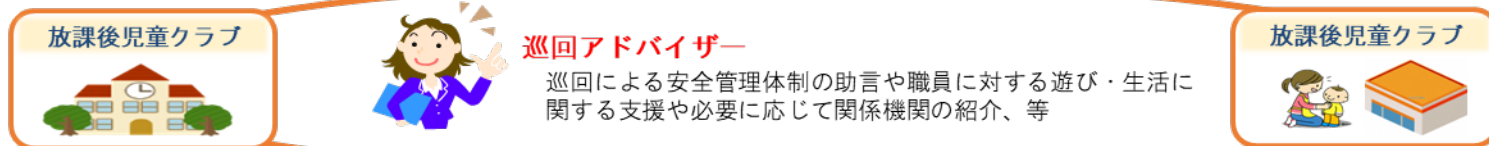
実施主体等

【実施主体】都道府県、市町村（特別区を含む。） ※実施主体が認めた者に委託等可

【補助率】国 1 / 2、市町村（又は都道府県） 1 / 2

【補助基準額案】4,064千円 ※「保育士への巡回支援」等の事業と同額

事業イメージ



放課後児童クラブの人材確保支援

（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

成育局 成育環境課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 700億円の内数 （463億円の内数）

事業の目的

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とし、実施に必要な追加経費分を加算する。また、放課後児童支援員を保育人材等就職・交流支援事業の対象とする。

事業の概要

- 放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とするとともに、対象とした場合の追加経費（人件費及び事務諸費）について加算する。
また、「保育人材等就職・交流支援事業」の対象とする。
 - ✓ 放課後児童支援員として就労したい方に、保育士・保育所支援センターに登録してもらい、同センターにおいて、就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）の実施や、放課後児童支援員の求人を行う事業者とのマッチングを行う。【保育士・保育所支援センター設置運営事業】
 - ✓ 保育士・保育所センター等と連携し、市町村において就職希望者等に対して再就職支援や就業継続支援等を行う。【保育人材等就職・交流支援事業】

実施主体等・事業イメージ

保育士・保育所支援センター設置運営事業

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【補助基準額案】

- 基本分：Ⅰ保育の現場・職業の魅力発信、Ⅱ新規資格取得支援、Ⅲ潜在保育士の再就職支援、Ⅳ就業継続支援、Ⅴ関係機関連携Ⅰ～Ⅴ全てについて取り組む場合：12,189千円
（※やむを得ない事情により、実施できない事業項目がある場合は、2,000千円～2,500千円減額）
- 加算分：基本分の業務に加えて、センターの機能強化のため、以下の取組を実施する場合に加算
 - ・放課後児童クラブ等の人材確保支援経費：1,424千円

保育人材等就職・交流支援事業

【実施主体】都道府県（一部の事業のみ）、市町村（全ての事業）

【補助率】国：1/2 都道府県、市町村：1/2

【補助基準額案（1自治体当たり）】

- ・就職相談会の開催等による求人情報の提供：660千円
- ・潜在保育士等に対するマッチング支援：5,480千円 等



<子ども・子育て支援交付金> 令和9年度概算要求額 2,389億円の内数（2,163億円の内数）

事業の目的

放課後児童クラブ等において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

事業の概要

【事業内容】

（１）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- ・ 放課後児童クラブ等に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- ・ 都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

（２）翻訳機等の購入

- ・ 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く。）

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／3、都道府県：1／3、市町村：1／3

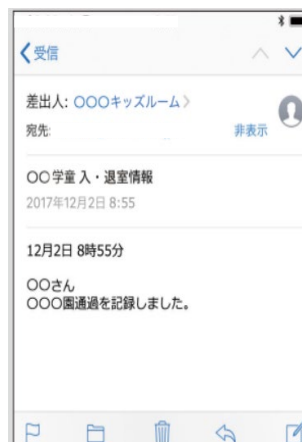
【令和8年度補助基準額案】

- （１）業務のICT化等を行うためのシステム導入・・・1か所当たり 500,000円
- （２）翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・・1か所当たり 150,000円

活用イメージ

放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）



※ 本日の入室・退室履歴一覧

検索条件: 検索

入室予定	入室済み	退室済み	入室予定
入室予定	入室済み	退室済み	入室予定

※ 退室履歴を確認してください

入室予定	入室済み	退室済み	入室予定
入室予定	入室済み	退室済み	入室予定



趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」、「補助事業の未活用」、「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性
➤ 既存施設の活用をより一層推進する。
➤ 校内交流型を強力に推進する。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

放課後児童クラブの実施状況（R7.5.1） 登録児童 157万人 待機児童 1.6万人
（R7.10.1）登録児童 152万人 待機児童 0.7万人

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の向上（R7補正）
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校施設の積極的な活用
- ④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ スモールコンセッションによる整備の周知

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善（R8拡充）
- ③ 職員の確保支援（R8拡充）
- ④ 平日夜間の人材確保支援
- ⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減（R8拡充）
- ⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
- ⑧ DX化による職員の業務負担軽減（R7補正）
- ⑨ シルバー人材センターとの連携
- ⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
- ⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進（R8拡充）

3）適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援
- ② 児童数の増加による減額措置の猶予（R8拡充）
- ③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
- ④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
- ⑤ 物価高騰等に対する支援（R7補正）

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）（一部R7補正、R8拡充）
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
- ⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業（R7補正）
- ⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり（一部R7補正）

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターの人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善（再掲）
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3）質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止等への取組（一部R7補正）
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」との連携
- ⑤ 遊びや体験活動の推進
- ⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
- ⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備＜165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ＞
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携＜同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ＞
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進＜新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように＞

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）子ども・子育て当事者の意見反映について

令和9年度概算要求額 762億円（775億円）

事業の目的

- 妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業と効果的に組み合わせ、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

<支給対象者>

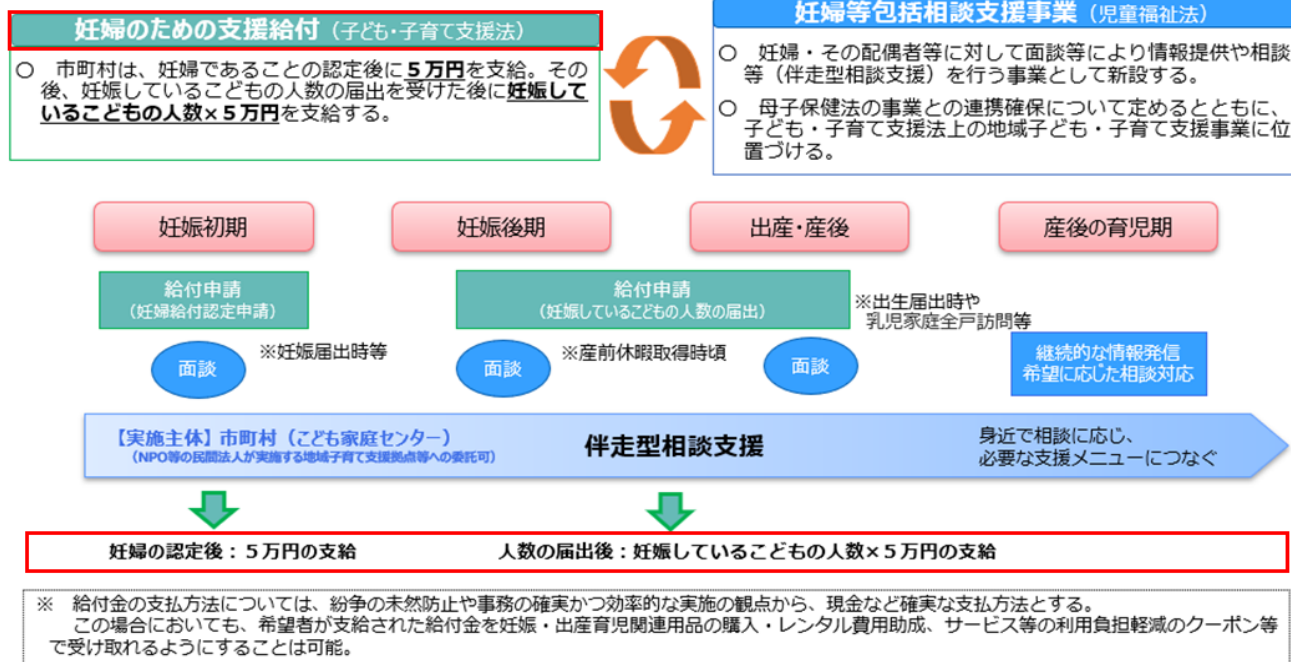
日本国内に住所を有する妊婦

<支給に必要な手続・支給額>

- ・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒5万円を支給
- ・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠している子どもの人数等の届出を行う
⇒妊娠している子どもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

- ・現金振込又は小切手の振出
- ※市町村が現金振込の他にクーポン等での支給を実施する場合、希望者はクーポン等で受け取ることは可能。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

令和9年度概算要求額 24億円（24億円）

事業の目的

- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備を行い円滑な給付や運用の効率化を図る。

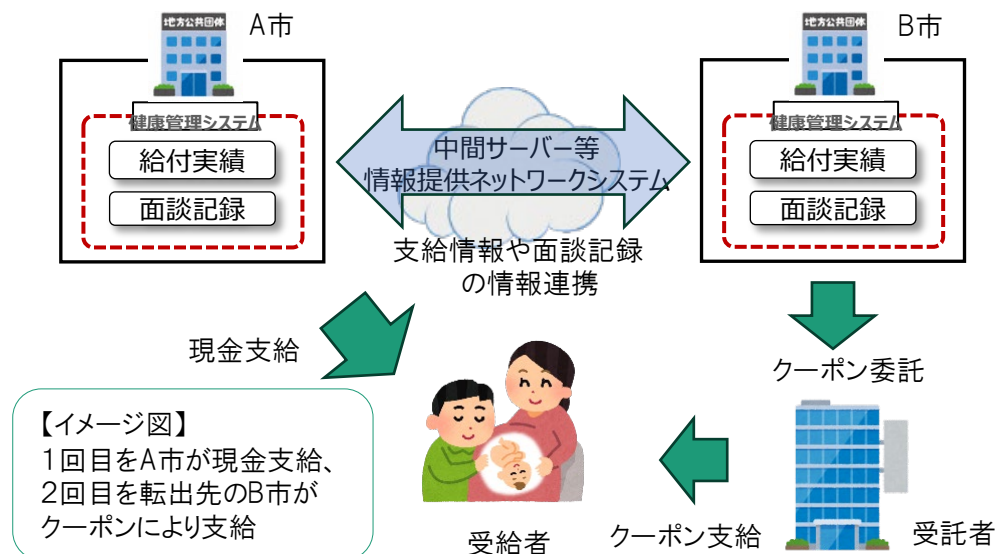
事業の概要

妊婦のための支援給付は現金での支給としている。その上で、希望者が支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、現金と併用してクーポン等での支給を実施する市町村が、現金又はクーポン等で支給するための必要な経費を補助する。

また、2重給付の防止のため支給状況及び面談実施状況を自治体間で情報連携するためのシステム改修費を補助する。

【対象経費】

- ①クーポン等の支給に係る委託経費
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給のための委託費）
- ②妊婦のための支援給付のための事務費
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ③自治体間情報連携に係るシステム改修費
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区を含む）
（①は都道府県も対象）

【補助率】

- ①国10/10
- ②国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
- ※③国 2/3、市町村 1/3

【補助基準額】

こども家庭庁長官が必要と認めた額

※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体とし、その他の自治体は国庫補助率を1/2とする。

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和9年度概算要求額 2,389億円＋437億円の内数（2,163億円＋434億円の内数）

事業の目的

- 児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

事業の概要

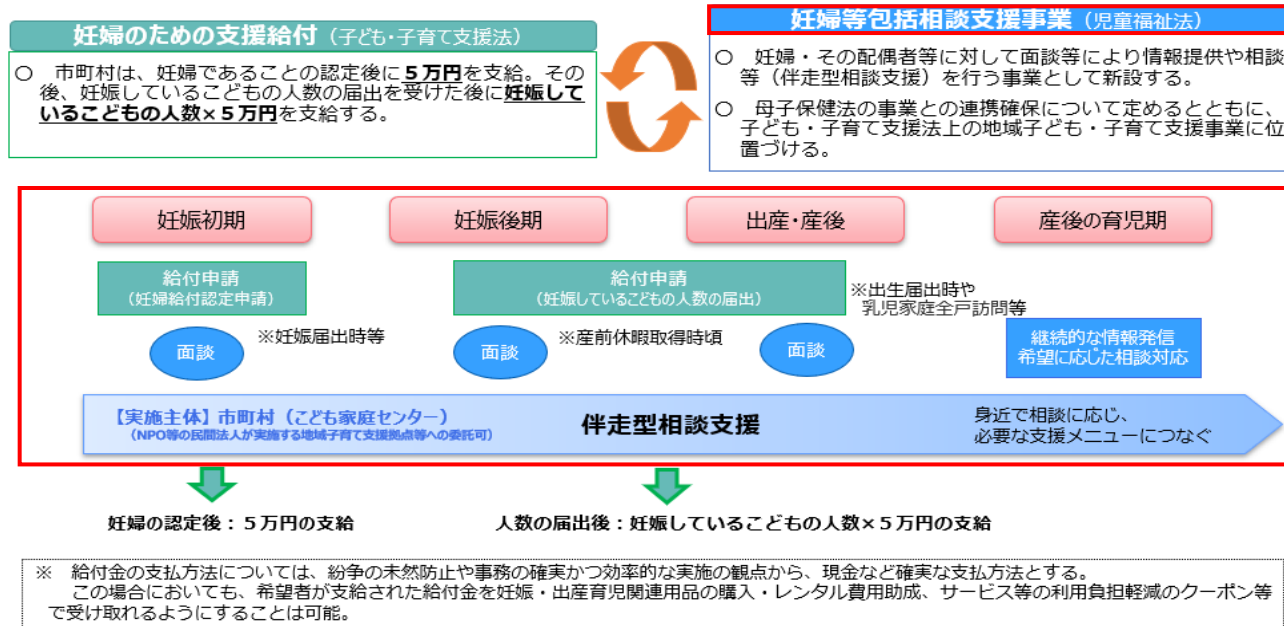
妊婦等包括相談支援事業の実施に当たり、妊娠の届出数を基準にこども家庭センターの面談対応件等の業務量に応じて補助を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要となる費用は除く）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／2

（都道府県：1／4、市町村：1／4）

【令和9年度補助基準額案】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

- ① 700件以上：17,397千円
- ② 200件以上700件未満：10,990千円
- ③ 200件未満：9,124千円

※こども家庭センター1か所あたりとは、旧子育て世代包括支援センターの母子保健機能の窓口の数。また、こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

※妊娠届出数は転入した妊婦からの妊娠している届出等も含む。

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和9年度概算要求額 2,389億円＋437億円の内数（2,163億円＋434億円の内数）

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

①基本型

○利用者支援

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

○地域連携

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

②特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

- 主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

③こども家庭センター型

- 旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

④妊婦等包括相談支援事業型

- 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。併せて、妊婦等包括相談支援事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として実施する。

《職員配置》保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた者

※妊婦等包括相談支援事業は、①基本型、③こども家庭センター型で実施することも可能。

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 ①～③※ 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）【原則】

④ 国（1/2）、都道府県（1/4）、市町村（1/4）

※2/3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助率が1億円を超えない自治体とし、その他の自治体は④の国庫補助率とする

【主な令和9年度補助基準額案】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
8,836千円	2,684千円	339千円	3,617千円	※職員配置形態等により異なる	※妊娠届出受理数により異なる

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

※こども家庭センター型はR6から、妊婦等包括相談支援事業型はR7から

	基本型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型	合計
R6年度	1,444	391	2,117	—	3,952
R7年度	2,043	383	2,058	1,340	5,824

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和9年度概算要求額 2,389億円＋437億円の内数（2,163億円＋434億円の内数）

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

事業の概要

I型・II型

【事業内容】

利用者の身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で、当事者の目線に立った寄り添い型の支援（利用者支援）と地域における子育て支援のネットワークに基づく支援（地域連携）を実施。

【職員配置】

実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置

【補助要件】

I型：開所日数週5日以上

II型：開所日数週5日未満

【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

III型

【事業内容】

保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童館など相談及び助言を行うことができる場所で、相談支援や子育て世帯への情報発信等を行い、関係機関と連携するなどこども家庭センターを補完することを想定。

【職員配置】

保育所等の既存施設・事業に配置されている職員

【補助要件】

上記職員配置で、基本型のこども家庭センター連携等加算の要件を満たす場合

【主な対象経費】

人件費、会議費、旅費、消耗品費等、事業実施に必要な経費

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【主な令和9年度補助基準額案】

○基本事業

基本I型	基本II型	基本III型
8,836千円	2,684千円	339千円

○開設準備経費

改修費等4,000千円（基本III型を除く）

【補助率】 国2／3（※）、都道府県1／6、市町村1／6

※2／3の国庫補助率の対象は、財政力指数1未満の自治体又は原則の補助率で算出した本事業の国庫補助額が1億円を超えない自治体とし、その他の自治体は、国庫補助率を1/2とする

○加算事業（基本I型、基本II型の場合）

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,749千円	942千円	1,076千円	2,332千円	805千円	933千円	3,491千円	339千円

※夜間、休日加算等の実施については保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けていることを要件とする。

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和9年度概算要求額 2,389億円＋437億円の内数（2,163億円＋434億円の内数）

事業の目的

- 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

事業の概要

子育て中の親子（妊娠中の夫婦やパートナーを含む）が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する。

【一般型】公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

【連携型】児童館等の児童福祉施設等、多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、

子育て支援のための取組を実施

基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

○更なる展開として

- ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等



実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む） 【補助率】 国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

【主な令和9年度補助基準額案】 ※ 開設日数等により単価が異なる

○基本事業

- ・ 一般型 6,886千円（3日～4日型、職員3名配置の場合）
10,035千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
11,191千円（6日型、常勤職員を配置の場合）
12,356千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
- ・ 連携型 3,581千円（5～7日型の場合）

○加算事業

- ・ 子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
3,911千円（一般型（5日型）で実施した場合）
- ・ 地域支援加算1,786千円
- ・ 特別支援対応加算1,233千円
- ・ 育児参加促進講習休日実施加算 491千円
（父親向け講習の実施を含む）
- ・ 賃借料加算2,800千円

○開設準備経費

- （1）改修費等 4,000千円
- （2）礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【実施か所数の推移】（単位：か所数）

R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
7,856	7,970	8,016	8,061	8,158

（拡充）賃借料加算の要件を「1日6時間以上」から「1日5時間以上」開所する事業所に見直す。

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和9年度概算要求 2,389億円の内数（2,163億円の内数）

事業の目的

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う。

事業の概要

○主な実施要件

- ・ 会員数は20人以上
- ・ 相互援助活動中のこどもの事故に備え、補償保険への加入
- ・ こどもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
- ・ 事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
- ・ 提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも5年に1回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

- ・ 保育施設や放課後児童クラブ等までの送迎
- ・ 保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際のこどもの預かり

○実施市町村 （令和7年度）1,027市町村、（令和6年度）1,009市町村

実施主体等

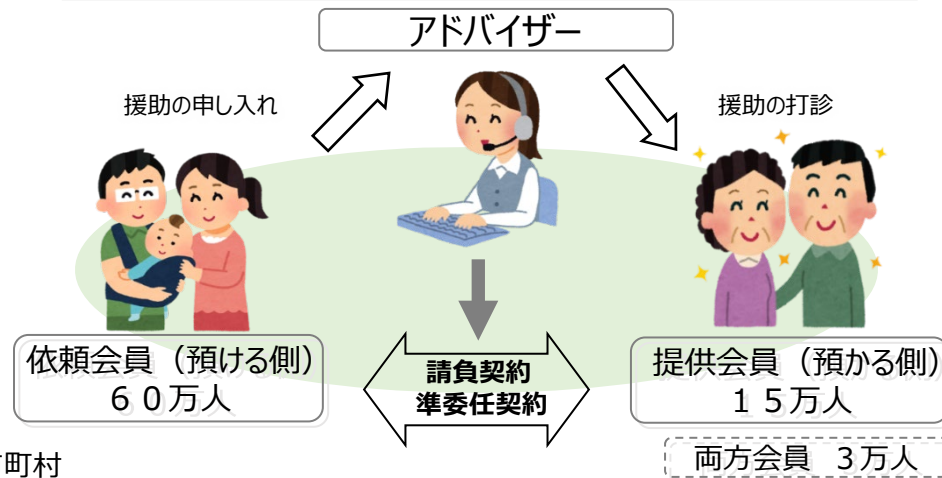
【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補助率】 国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

【主な令和9年度補助基準額案】

- 基本事業 2,000千円（会員数100～299人の場合、会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
- 病児・緊急対応強化事業 1,800千円（預かり等の利用件数～59件の場合、利用件数に応じて段階的に設定）
- 預かり手増加のための取組加算 ①1,200千円（出張登録会や無料託児付き説明会の開催、SNS等を活用した周知・広報などの取組を行う場合に加算）
② 500千円（提供会員数19人以下で前年度より2人以上増加の場合、提供会員の増加数等に応じて段階的に設定）
- 提供会員の定着促進加算 500千円（提供会員になって間もない会員等を対象に、フォローアップ面談や相談体制の構築を行う場合に加算）
- ひとり親家庭等の利用支援 500千円
- 地域子育て支援拠点等との連携 1,500千円
- 性被害防止対策加算 580千円（性加害防止対策に資する取組として講習・広報啓発等を実施した場合に加算）
- 開設準備経費 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

ファミリー・サポート・センター〔相互援助組織〕



<子ども・子育て支援交付金> 令和9年度概算要求額 2,389億円の内数(2,163億円の内数)

事業の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業の概要

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や育児疲れ、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合に、児童養護施設等で一定期間こども及び保護者を預かる事業。



【対象者】次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、その他緊急の場合において、こども及び保護者を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童
- 保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合



実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む) 【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【主な令和9年度補助基準額案】以下参照

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合に補助単価に加算する額

1 運営費

(1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 11,310円(4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 5,940円(2,100円)
- 親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,580円(600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

(3) 専従人員配置支援 1事業所当たり 7,350千円

2 開設準備経費(改修費等) 4,000千円

(2) 夜間養護等(トワイライトステイ)事業

ア 夜間養護事業

(ア) 基本分 年間延べ日数 × 1,430円(400円)

(イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 1,430円(400円)

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,660円(1,000円)

ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×2,000円

<子ども・子育て支援交付金> 令和9年度概算要求額 2,389億円の内数（2,163億円の内数）

事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

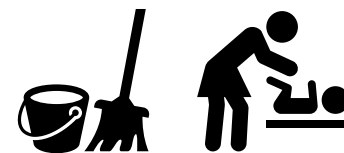
事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和9年度補助基準額案】

- 基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算あり）
 - 1時間当たり 1,750円
 - 1件当たり 1,000円
- 事務費・管理費 1事業所当たり 564,000円
- 研修費 1市区町村当たり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間当たり	1件当たり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,750円	1,000円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間当たり1,400円、1件当たり800円
 ③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間当たり1,050円、1件当たり600円

<子ども・子育て支援交付金> 令和9年度概算要求額 2,389億円の内数(2,163億円の内数)

事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

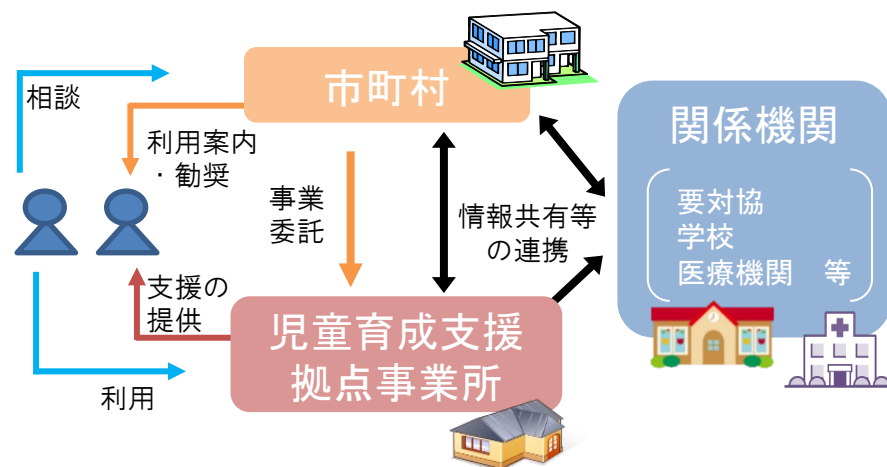
事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、
養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、
家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により
支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等)
- ③ 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等)
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供(調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援(地域の実情に応じて実施)



実施主体等

【実施主体】市町村(特別区を含む)

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和9年度補助基準額案】 ※ 週5日開所の場合。開所日数により異なる

○基本分	1事業所当たり	18,138千円(※)	○長時間開所加算		
○ソーシャルワーク専門職員配置加算	1事業所当たり	2,300千円	(1) 平日分	年間平均時間数1時間当たり	1,153千円(※)
○心理療法担当職員配置加算	1事業所当たり	2,300千円	(2) 長期休暇等分	年間平均時間数1時間当たり	275千円(※)
○送迎加算	1事業所当たり	1,560千円(※)	○賃借料補助加算	1事業所当たり	3,000千円
			○開設準備経費加算	1事業所当たり	4,000千円

<子ども・子育て支援交付金> 令和9年度概算要求額 2,389億円の内数（2,163億円の内数）

事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る。

事業の概要

【対 象 者】 次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む）

【補 助 率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【令和9年度補助基準額案】

- 基本分（右表のとおり利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）
 - 1 講座（4回分） 95,600円
 - 講座内の実施回数が増える場合、23,900円ずつ加算（※）
 - ※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。
- 親子関係形成支援プログラム資格習得支援
 - 1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,390 円
市町村民税非課税世帯	1,910 円
市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯	1,430 円

<こども政策推進事業費補助金> 令和9年度概算要求額 1億円

目的

- 都道府県域ごとに家庭支援事業の実施増加や事業の専門性の向上を図る。これにより、養育環境の困難さが深刻な状況になる前に、こどもが育つ家庭環境・養育環境に係る支援を地域の実情を踏まえつつ利用者がアクセスできるように提供し、こども・家庭のウェルビーイングを支える。
- 今後より多くの利用者が家庭支援事業を利用できるように支援の量の確保や、養育に不安や困難を抱える家庭に対する各事業メニューを組み合わせた包括的な支援の提供が求められている。子育て短期支援事業・児童育成支援拠点事業・子育て世帯訪問支援事業・親子関係形成支援事業を組み合わせ提供するメニューの実践等、設定したテーマに対する事業を実践し、横展開可能なモデル事例として整理することで、家庭支援事業の機能強化を図る。

※家庭支援事業における機能強化を図る取組に対して、3年間（令和7年度から令和9年度）で集中して支援を行い推進する。

事業概要

（1）都道府県による市町村支援 … 広域的な視点から、市町村の実施体制づくりを後押し

【想定される実施内容例】

- ① 管内市区町村、事業者を対象に研修会の実施（研修会のテーマ例：担い手養成の為の研修、家庭支援事業の内容の説明等）
- ② 広域連携での実施に係る小規模自治体間の調整や、自治体と事業者（都道府県が管轄の児童養護施設等）のマッチング等による事業開始支援
- ③ 事業のニーズ測定や広域連携の観点から、都道府県が主体となって家庭支援事業の課題や効果的な支援の在り方の検討を行う。

（2）市町村による事業実施体制の強化 … 必要な家庭に事業を届けるため、供給量と質を向上（旧 子育て短期支援事業機能強化モデル事業）

【想定される実施内容例】

- ① 子育て短期支援事業：本事業の担い手（里親、市町村長が認めた者等）に対しての事業開始支援。
- ② 児童育成支援拠点事業：試験的に週1回拠点を開所し、ニーズや事業の効果について測定を行う取り組み。
- ③ 複数支援を組み合わせ実施する等、より効果的に事業を行う為の体制構築や制度設計

（3）全国事務局による伴走支援・横展開 … 自治体の取組を支え、効果的な事例を全国へ展開

- ① 本事業を実施する都道府県・市町村への助言
- ② 実践事例や課題を整理し、全国の自治体に共有するための説明会開催や資料の作成
- ③ 家庭支援事業の実施拡大と質向上に向けた標準的な取組を提示

事業詳細

- （1）【実施主体】 都道府県 【補助率】 国 10/10 【補助基準額案】 1事業あたり 750万円（委託費等）
- （2）【実施主体】 市町村 【補助率】 国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6 【補助基準額案】 1事業あたり 750万円（委託費等）
- （3）【実施主体】 民間団体 【補助率】 国 10/10 【補助基準額案】 1,500万円

事業の目的

- こども期に**肯定的な体験（PCEs）を重ねる機会を確保**することで、すべてのこどもたちの**ウェルビーイングを支え・将来の地域社会での活躍の土台をつくる**。
- すべてのこどもにとって必要な居場所・体験機会を確保するために、**地域全体で多様なこどもの居場所づくり・体験提供を支え、こどもの居場所づくりや体験活動に取り組みやすく、また活動を継続しやすい環境を実現**する。

事業の概要

（1）**地域の居場所・体験提供基盤の創出・強化**（実施主体：都道府県・（市町村※下記②のみ））
児童館などの子育て支援施設、保育所等・学校、商業施設をはじめ、既に地域にある、こどもたちにとって身近な場所も活用しながら、こどもを単に支援の対象とするのではなく、こどもが地域・おとなと関わることや、主体的に活動することを通し、肯定的体験をできるように地域全体で取り組む。

①居場所・体験の提供

乳幼児期・学齢期を含めこどもが信頼できる他者（大人・仲間・先輩）と出会い・関係を深め、コミュニティへ所属するきっかけとなる居場所や体験を提供する地域の取組を支援

②地域の体制強化

こどものウェルビーイング向上を地域全体で支えるため、はじめの100か月の育ちビジョンやこどもの居場所づくりに関する指針等を踏まえ、官民の居場所づくり・体験提供の実践者の発掘・ネットワーク化や、民発の居場所づくり・体験提供を自治体の政策の中で活かす取組の枠組み化（相談窓口の設置・広報活動等）を展開する地域の取組を支援

【参考】こども期の肯定的体験
(Positive Childhood Experiences : PCEs)

（肯定的体験の例）

- ✓ 自分の気持ちについて話せる
- ✓ つらいときには、そばにいてくれると感じる
- ✓ 安全で大人に守られていると感じる
- ✓ 学校に居場所があると感じる
- ✓ 友人に支えられていると感じる
- ✓ 地域の伝統行事に参加するのが好きだ 等



日常的な安心できる関係性
の中での体験の積み重ね
×
その中で見えてくる
個々のこどもの**主体性**に
基づく**挑戦機会**や**社会への**
接点

（2）全国の居場所・体験提供の強化基盤の整備（実施主体：公募により民間団体等に補助）

居場所の質向上や居場所づくりの促進を図るオンライン動画の開発、官民の居場所づくり・体験提供の実践者が各地の工夫から学び合う集合型研修の実施により、居場所・体験の底上げを図る。

①オンライン研修コンテンツの開発

- ・ 地域の様々な居場所の実践者向けに、こども対応にかかわる基礎的な知識（セーフガーディング・こどもの権利等）を学べるコンテンツの作成・提供
- ・ 主に自治体担当者向けに、先行自治体の事例や時宜に応じた関連テーマ（例、防災×こどもの居場所）について学習できるコンテンツの作成・配信

②ケーススタディ・学び合いの機会創出

- ・ 地域ブロック研修会（企画運営：全国事務局および各地域の官民の居場所づくりの実践者による運営委員会方式を想定。運営委員は他ブロックの研修会に参加することも推奨）
- ・ 自治体担当者向け研修会（企画運営：同上、内容：先進地域の現場を他地域からの参加者とともに視察し、まちづくり政策・こども政策全体の中での政策的な位置づけを検討）

（3）居場所・体験提供に関する調査研究事業 こどものウェルビーイング向上のための体験・居場所づくりの基盤構築に必要な調査の実施

実施主体等

（1）地域の居場所・体験創出基盤の創出・強化

【実施主体】都道府県（・市区町村※②のみ）

【補助率】国 1/2、都道府県（・市区町村 1/2）

【補助基準額案】都道府県3000万円（・市区町村350万円）

（2）全国の居場所・体験機会の創出・強化基盤の整備

【実施主体】民間団体等（公募により補助）

【補助率】国 10/10

【補助基準額案】5000万円

（3）居場所・体験提供に関する調査研究事業

【実施主体】民間団体等（①公募、②市区町村に補助）

【補助率】①国 10/10 ②国 1/2、市区町村 1/2

【補助基準額案】①4,000万 ②700万円

事業の目的

＜こども政策推進事業費補助金＞ 令和9年度概算要求額 2億円

- LTC（※1）にあるこどものような、重い病気のこどもであっても、体験や成長発達の機会が保障され、家族を含め孤立せずにいられる地域を作ることを目指し、様々な立場の専門家や支援者との顔の見える関係が地域で構築されるよう、「こどもホスピス」（※2）を地域で支援するためのモデル事業を実施する。
- 都道府県等が医療機関、NPO法人等の民間団体と連携し、地域の実態や課題を協議、支援するモデルの構築を図るとともに、管内におけるLTCのこどもといった、重い病気のこどもの実態把握や、普及啓発の取組、「地域型こどもホスピス」（※3）による支援について、モデル的に補助を行う。

※1 LTC（Life-Threatening Conditions：生命を脅かされる状態）にあるこども。

※2 重い病気を抱えるこどもが「生きる」を実感できるための体験に繋がる取組の総称。令和5年度調査研究をふまえ、主たる収入源に着目し「医療型」「福祉型」「地域型」の3類型に整理。こどもホスピスへの補助の在り方については、本事業の実施状況や、調査研究における実態把握等を進めながら検討する。

※3 寄付や助成金等を主たる財源とする「地域型」については、安定的な収入確保が担保されていないため公的支援を求める声が特に強い。

事業の概要

（1）関係者による協議会等の開催＜必須＞

医療・教育・福祉等の関係機関、こどもホスピス等との連携・支援の方策の検討や、LTCのこどもの実態把握等について、協議会等を開催して検討することへの財政支援を行う。◆協議会等の開催を前提に実態調査を先行実施する場合は、協議会等の開催を行わない場合であっても、（2）において本モデル事業の申請を可とする。

（2）管内のLTCにあるこどもの実態調査の実施＜加算＞

管内のLTCのこどもの実数や概数等の実態把握の調査実施の取組に対して財政支援を行う。

（3）こどもホスピス推進のための普及啓発の取組支援＜加算＞

LTCにあるこどもや家族へ効果的に情報や支援を届けるための、関係機関・民間団体等間の交流機会の創出、（1）の協議会等と連動した地域におけるネットワーキング強化・ハブ機能創出に向けた試行的取組、地域のリソース・サポートマップ等の作成、こどものアドボカシーの推進等の普及啓発の取組に対して財政支援を行う。

（4）地域型こどもホスピスの取組支援＜加算＞

LTCにあるこどもの遊びの支援、学びの支援、こども同士の交流、生活全般の支援、及びきょうだい児支援、グリーフ・ケアなどの家族支援等のプログラムを実施する民間団体等（地域型こどもホスピス）と連携、LTCのこどもや家族支援を実施する場合に財政支援を行う。

◆協議会の開催を前提に先行実施できる事業は、（2）のみであり、（3）、（4）は先行実施対象外。

【連携による支援モデル形成のイメージ図】



※ 必須(1)に加え、(2)または(3)(4)のみならず、(2)～(4)を加えた取組に対する補助も可能
※ (4)は、地域の実情等に応じたプログラムや方法を組み合わせて実施されるもの。民間団体等が支援するLTCにあるこどもについては、診断書等の確認や判断が得られないものも含む

【地域型こどもホスピス※の活動形態】

- ・拠点支援型：施設等で実施されるもの、デイユース、宿泊等は問わない
- ・訪問支援型：家庭や医療機関等への訪問等、提供場所を特定せず実施されるもの
- ・遠隔支援型：家庭や医療機関等においてICT等を活用、遠隔で実施されるもの
- ・複合支援型：拠点型、訪問型、遠隔型を組み合わせで実施されるもの

※運営形態については、既存制度を活用しながら、自主事業として実施される活動も含む。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】国 10/10

【補助基準額案】1自治体当たり

(1) 2,091千円 (2) 5,564千円 (3) 4,511千円 (4) 9,882千円

事業の目的

- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

事業の概要

- 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、児童手当の抜本的拡充（①～④）を令和6年10月から実施することとし、これらの抜本的拡充のため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により児童手当法を改正した。
 - ①所得制限の撤廃 ②高校生年代までの支給期間の延長 ③多子加算について第3子以降3万円とする（※）
 - ④支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする
- ※多子加算のカウント方法については、現在の高校生年代までの扱いを見直し、大学生に限らず、22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。

実施主体等

支給対象	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)	所得制限	所得制限なし				
手当月額	【3歳未満】 (出生日の属する月の翌月から3歳の誕生日の属する月まで) 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 【3歳～高校生年代】 (3歳の誕生日の属する月の翌月から18歳到達後の最初の年度末まで) 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円	受給資格者	・ 監護生計要件を満たす父母等 ・ 児童が施設に入所している場合は施設の設置者等				
		実施主体	市区町村(法定受託事務) ※公務員は所属庁で実施				
		支払期月	6回（偶数月）（各前月までの2カ月分を支払）				
費用負担							
		被用者		非被用者			公務員
	3歳未満	支援納付金 3/5	事業主 2/5	支援納付金 3/5	国 4/15	地方 2/15	所属庁 10/10
	3歳以降	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9	支援納付金 1/3	国 4/9	地方 2/9

事業の目的

令和4年改正児童福祉法の施行により「こども家庭センター」の設置が進んでいる（設置率85.9%）が、地域全体での包括的・継続的な支援を実現するためには、各種の相談事業・支援事業を担う**地域資源の開拓や相談支援事業の最適な配置・整備**、家族全体のニーズの種類や変化に応じた**地域の相談機関や関係機関との円滑な分担・協働の仕組み**、住民が**相談につながり支援を利用しやすい方策**など、**保護者とともに地域全体でこどもを健やかに育成する体制の構築を、こども家庭センターが中核となって進める必要がある**。妊産婦・こども・子育て家庭への包括的・継続的な支援の充実に向け、**人口規模等の地域の実情に応じた「こども包括支援」基盤の強化に向けた取組**を推進する。

事業の概要

ニーズに応じて様々な資源・機関の協働や相談・支援を調整する**包括的支援**と、ニーズの変化に応じた相談対応と支援調整を続ける**継続的支援**により、保護者とともに地域全体でこどもを健やかに育成する「**こども包括支援**」基盤の強化に向けて、以下を実施

【民間事業者の実施内容】

- I 現状把握・課題整理や有識者の助言提供等による「こども包括支援」基盤の強化に向けた検討支援
- II 市町村が実施する取組に必要な経費の補助
- III 市町村の取組を踏まえた「こども包括支援」基盤の強化に必要な取組の整理

【市町村(重点強化自治体)の実施内容】

(必須実施) 以下1～3の全てを実施

- 1 こども家庭センターを中核とする地域全体での包括的支援体制の検討・構築
- 2 地域の子育て支援体制強化(加配/巡回/派遣)による地域の相談支援機能の充実
- 3 こども家庭センターや地域子育て相談機関による関係機関・地域資源の包括的・継続的な支援調整の仕組みやケースマネジメントの実装

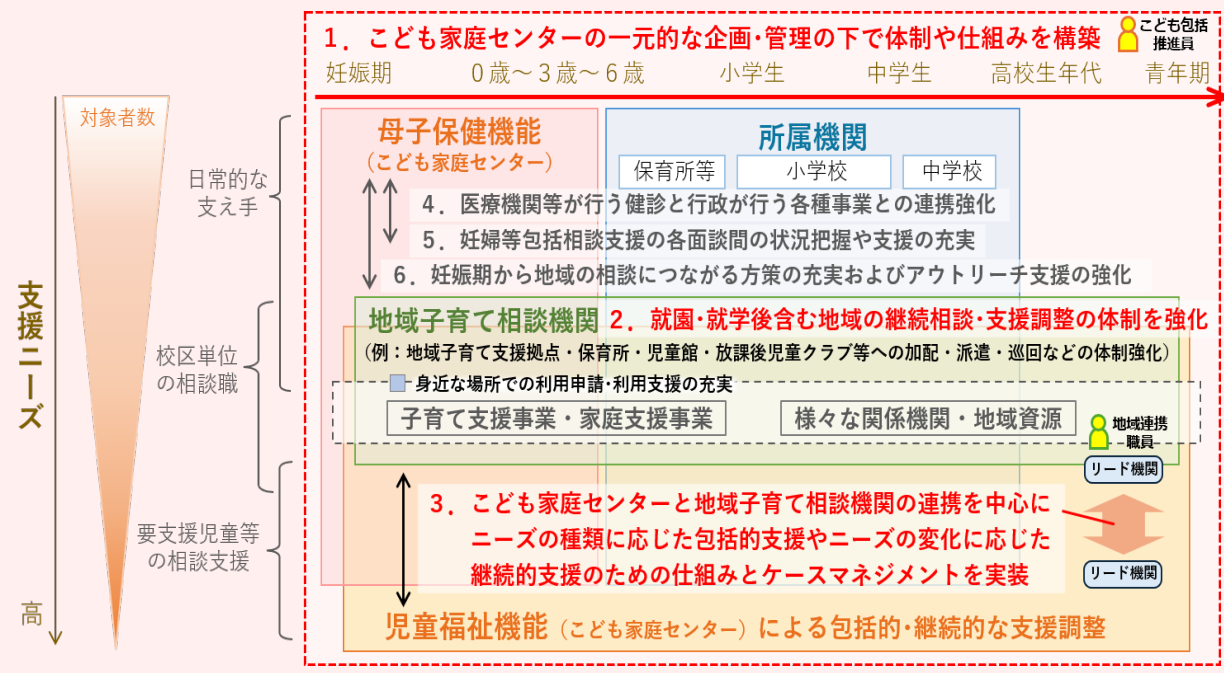
(任意実施) 以下4～6の一部又は全部を実施

4. 「医療機関等」が行う妊婦健診等と、こども家庭センターが行う伴走型相談支援など各種相談支援事業が一体となった連携・支援
5. 妊婦等包括相談支援の寄り添い支援の充実
6. 地域の相談機関の利用促進および未利用者へのアプローチ強化

(協力事項)

妊娠前から2歳頃までの相談事業の在り方の検討

＜包括的支援体制の強化ポイント＞



＜事業スキーム＞



実施主体

【実施主体】民間事業者（ただし、市町村（重点強化自治体）実施内容1～6に必要な経費は、民間事業者が市町村に対して補助）

【補助率】10/10

※民間事業者が実施主体となり、別途公募により採択された市町村の取組に対する支援・補助・総合検証を実施

【補助基準額案】Ⅰ・Ⅲ：94,602千円 Ⅱ：市町村の実施内容1～6に必要な経費の実額（※市町村への補助基準額は後述）

事業の概要

〈重点強化自治体を実施すること〉

下記の1～3を必ず実施の上、4～6の一部又は全部を、こども家庭センターによる一元的な企画・管理の下で実施する。

【必須項目】

1. こども家庭センターを中核とする地域全体での包括的支援体制の検討・構築

こども包括推進員を配置し、妊産婦・こども・子育て家庭（以下、家庭）のニーズを整理し、関係部署での検討や関係機関・地域資源との協議を進め、様々なニーズに対応する連携・協働の仕組み、相談事業の最適配置や支援事業の種類・量の整備など包括的支援体制の検討・構築を推進する。

2. 地域の子育て支援体制強化（加配／巡回／派遣）による地域の相談支援機能の充実

地域子育て相談機関や地域で子育て支援を実施する事業者等が、より多くの家庭からの相談に応じ、また、利用支援や支援調整が必要な家庭のリード機関としての役割を果たすことができるよう、地域で相談支援を担う職員の加配、こども家庭センターからの巡回、市町村が委託する機関（例：児童家庭支援センター）からの派遣等の方法により、各地域の相談支援体制を強化する。

3. こども家庭センターや地域子育て相談機関による包括的・継続的な支援調整の仕組みの実装

こども家庭センターと地域子育て相談機関が、包括的支援調整の役割（リード機関）を各家庭のニーズの変化に応じて継続的に実施する仕組みや、様々なニーズを関係機関や地域資源が的確に捉えて他機関との連携やリード機関への相談を行うための共通のツールや仕組みを整備する。

サポートプランを活用した各家庭との協働関係に基づく家庭全体のニーズ把握・アセスメント、当事者主体のプランニングや地域資源との協働などによる包括的・継続的なケースマネジメントを充実させるため、こども家庭相談の実践モデルに沿った相談支援を実践し、点検・改善などに取り組む。必要に応じ、こども家庭センター機能強化のための国による伴走支援（アドバイザー等）からのサポートを受ける。

【任意項目】

4. 「医療機関等」が行う妊婦健診等と、こども家庭センターが行う伴走型相談支援など各種相談支援事業が一体となった連携・支援

5. 妊婦等包括相談支援の寄り添い支援の充実に関する取組

6. 地域の相談機関（地域子育て支援拠点事業等）の利用促進および未利用者へのアプローチ強化に関する取組

（1）妊娠中からの地域の相談機関の利用促進

（2）地域の相談機関の未利用者へのアプローチの強化

＜こども包括支援基盤強化事業補助金＞ 令和9年度概算要求 5億円

事業の概要

〈重点強化自治体に協力いただくこと〉

「こども包括支援」基盤の強化に向けた検討

人口規模等の地域の実情に応じた包括的支援体制の構築に向けた取組の検討に協力する。

利用者の視点に立った妊娠期から2歳までの切れ目のない支援の構築に向けた相談事業の在り方の検討

既存事業間の情報共有・連携、地域の相談機関への着実な繋ぎなどのスキームの確立による利用者視点での使いやすい相談事業の在り方（制度的対応を含む）の検討に協力する。（補助事業者（民間団体）開催の検討会に出席・議論に参画）。

補助単価

【市町村の実施内容に対する補助基準額案】 ※補助率10/10（民間事業者から補助） 実施する取組の数に応じて、いずれかの補助基準額を適用

自治体規模 ※1	1及び3 (必須実施)	2 (必須実施)	4～6のうち1つ を実施する場合	4～6のうち2つ を実施する場合	4～6のうち3つ を実施する場合
I	7,452千円 ※2	5,472千円	3,260千円	4,260千円	5,260千円
II	7,452千円 ※2	10,944千円	6,020千円	7,520千円	9,020千円
III	7,452千円 ※2	16,416千円	8,780千円	10,780千円	12,780千円
IV	7,452千円 ※2	21,888千円	11,540千円	14,040千円	16,540千円

※1 自治体規模 I～IVは、人口規模に応じた区分を実施要綱等に定める

※2 こども家庭ソーシャルワーカーを配置する場合は8,052千円